# 「まかせる」との遺言文言の解釈について，事実認定手法の観点からの１考察

## ―大阪高裁平成25年９月５日判決（判時2204号39頁）を素材として―

赤　西　芳　文

## １　はじめに

遺言は法律行為であり，遺言書はいわゆる処分証書であるといわれる。しかし，特に自筆証書遺言において，その遺言の趣旨が不明確であり，解釈が問題とされることはままある。

その中でも，様々な類型があるが，本稿においては，上記大阪高裁判決（以下「本件高裁判決」という。）の事案である「財産については…Ｘにすべてまかせます」との文言の解釈について検討したい。

本件高裁判決においては，遺言解釈が争われる多くの場合である，特定の人に財産を取得させる意思であることは認められても，その財産の対象や財産の分配方法が不明確である事案とは異なり，特定人に財産を取得させる意思があったのかどうか自体が不明確な事案である。この場合，どのような事情を考慮して，どのような方法で解釈するかが問題となるが，必ずしも，明確な基準があるわけではない。本稿では，簡単に判例・学説を検討するが，ここでは，その当否などを検討するのではなく，通常の民事事実認定の手法から，実務的な検討を加えるにとどまる。もとより，具体的な事案の当否について論ずることを目的とするものではない。なお，本件高裁判決に対しては，既に判例評釈（千藤洋三「財産を全てまかせる」旨の遺言につき包括遺贈と解された事例

私法判例リマークス50（2015〈上〉）日本評論社）があり，同所に引用されている学説等も参照されたい。

## 2　本件の事案について

**（事案の概要）**

遺言者Ａは，平成20年２月14日に死亡したが，平成17年11月11日，「私が亡くなったら財産については私の世話をしてくれた長女のＸに全てまかせますよろしくお願いします」との自筆証書遺言（以下「本件遺言」という。）をした。Ｘは，本件遺言によってＡがＹ銀行に対して有していた1,010万円余の普通預金及び定期預金を遺贈されたと主張して，Ｙに対してその支払を求めて提訴した。Ｙに対して，Ａの三女が補助参加人（以下「参加人」という。）として参加した。Ｘの主位的請求根拠は，包括遺贈に基づく払戻請求権であり，予備的請求⑴の根拠は，遺産一切の管理・処分権に基づく払戻請求権であり，予備的請求⑵の根拠は，相続（相続分８分の１）に基づく払戻請求権である。なお，本件では，定期預金の満期日到来前に払戻請求ができるかとの争点もあったが，本稿では触れない。

その経緯を概観すると，生活歴に関しては，Ａは所有土地上に自宅を建築し（以下「自宅」という，），妻と長男，次女，三女（参加人）と同居していた。その後，長男が死亡するなどのことがあり（長男には二人の子がある。），参加人夫婦が同居するようになった。平成14年には参加人とＡ夫婦が定期預金名義を巡って紛糾するなどのことがあり，参加人夫婦は同年11月自宅を退去した。平成15年３月には，Ａ夫婦は老人福祉施設に入居し，Ａは，同年５月，自宅を2,600万円で売却し，うち100万円をＸに贈与した。Ａは，平成16年８月以降，郵便貯金の払戻しを頻繁に行うようになったが，その際，Ｘに対する委任状を作成するなど，専らＸに払戻手続を委任していた。Ｘはたびたび施設を訪問し

てＡ夫婦の世話をし，Ａが病院へ通院する際には付添をした。Ｘは，平成18年７月，銀行のＡ名義預金口座から700万円を引き出し，ＡはこれをＸに贈与した。Ａは，平成20年２月14日死亡したが，Ｘは，同日，Ａ名義の郵便貯金口座から732万円余を引き出した。ＸはＡの預貯金通帳と印鑑を保管している。

また，Ａが作成した遺言については，Ａは，平成14年６月11日，参加人代理人弁護士及び参加人の夫の関与の下，「①所有する不動産を含む一切の財産につき，その三分の一ずつをＸ，次女，参加人にそれぞれ相続させる，②遺言執行者に参加人夫を指定する。③Ｘ，次女及び参加人は，Ａの妻を責任をもって看て上げて下さい」との内容の公正証書遺言を作成し，同年10月15日，「あとあとのもめごとを心配せぬように」としてＡ名義の土地建物を相続財産から除外して，Ａ妻に相続させ，同人死亡後は参加人に相続させる旨の自筆証書遺言を作成し，平成14年12月23日，「本件公正証書を作成しましたが，状況が変わってしまったので遺言書を撤回します」との遺言書を作成し，平成17年11月11日，本件遺言をした。

これらを時系列でみれば以下のとおりである。

**（時系列）**

| | |
|---|---|
| 昭和42年 | Ａ自宅新築　妻花子，二女，長男，参加人三女転居 |
| 平成７年 | 長男死亡 |
| 平成14年３月 | 長男妻，子と退去 |
| ４月 | 参加人夫婦が自宅に転居 |
| ６月11日 | 公正証書遺言作成 |
| 10月15日 | 土地建物を相続財産から除外して花子に相続させるとの自筆証書遺言作成（以下「平成14年自筆遺言」という。） |
| 11月 | 参加人とＡ及び妻花子の関係悪化　参加人夫婦は自 |

| | |
|---|---|
| | 宅退去 |
| 平成14年11月23日 | Ｘ，次女が協議　同居困難の結論 |
| 12月23日 | Ａ　状況が変わったから公正証書遺言書を撤回するとの遺言書作成。 |
| 平成15年３月６日 | Ａ夫婦　老人福祉施設入居 |
| ５月２日 | Ａ自宅売却　2,600万円　100万円をＸに贈与 |
| 平成16年８月27日以降 | Ａ貯金頻繁払戻し　手続はＸに委任し，受領をＸに委任しますとの委任状作成 |
| | Ｘ，Ａを施設に訪問して世話，通院付添 |
| 平成17年11月11日 | 自筆証書遺言作成（本件遺言） |
| 平成18年７月12日 | Ｘが預金口座から700万円引き出し，ＡはこれをＸに贈与 |
| | 次女は，年２，３回Ａ夫婦を訪問 |
| 平成20年２月14日 | Ａ死亡　ＸがＡ預金口座から732万円余を引き出す。 |

**（一審判決の要旨）**

Ａは，公正証書遺言及び平成14年自筆遺言においては，「相続させる」との文言を用いており，Ａは，「相続させる」との文言により名宛人に財産を承継させる旨表示することを理解していたこと，Ａは従前の遺言で妻花子に対する配慮をしていたが，本件遺言では妻に対する配慮がされず，Ａの真意とは考えにくいこと，また，Ａは基本的には相続財産を姉妹３名に平等に相続させる意思であったと推認されること，そして本件遺言の文言やＸが預貯金等の状況を把握していたことなどを総合すれば，本件遺言はＸに対し，遺産分割の手続を中心となって行うよう委ねる趣旨であると解するのが相当とした。そして，Ｘに対し，相続分（８分の１）に基づく払戻請求権のみを認めた。

（本件高裁判決の要旨）

本件遺言当時，Ａ夫婦の世話をしていたのはＸである。参加人夫婦はＡ夫婦との交流が途絶えていた。次女も年２，３回程度しかＡ夫婦のもとを訪問できなかった。本件遺言当時，Ａが夫婦の世話やＡ死亡後の妻の世話を頼めるのはＸしかおらず，Ａは，Ｘを信頼し，頼りにしていた。このことは，Ａが郵便貯金解約手続をＸに委任したり，本件遺言後にＸに700万円を贈与したりしていることからも窺える。このような状況からすれば，本件遺言は，遺産全部をＸに包括遺贈する趣旨のものであると理解するのが相当である。本件遺言は，93歳で体調も決して良いといえなかったＡが作成したことからすれば，本件公正証書遺言と平成14年自筆遺言に「相続させる」との表現が使用されていることをもって，Ａが「相続させる」との表現と「全てまかせます」との表現の法律的意味の違いを認識し，本件遺言で「相続させる」と区別して「全てまかせます」という表現を使用したと推認することはできない。

（本件高裁判決の認定手法についての若干の疑問―土地取引事例と対比して）

⑴　遺言書が処分証書だとすれば[1)]，遺言の文言から直ちに法的効果（遺産の処分）が生ずることになるが，本件遺言の「まかせる」という文言から，包括遺贈というような法的効果までただちに生ずると解するのは，少なくとも表面的な文言からは違和感がある。通常，「まかせる」というのは，取引関係においては，何らかの財産権等の管理・処分を白紙委任した（管理・処分権の授与）とはいえても，贈与の意思まで読み込めるとは考え難い。

この点，土地売買に関して，土地所有者が白紙委任状を交付した事案に関する最判平成５年９月７日（判時1508号20頁）は，特段の事情のない限り，白紙委任状を交付することによって，被交付者に対して当該土地を売買するための代理権又は処分権限を授与したと認めるのが経験則に合致すると判示する。そ

1）司法研修所「事例で考える民事事実認定」法曹会21頁

して，原審の考慮した「交付者は不動産売買の経験がなく，公務員の立場にあって買主との間に紛争が生ずるのを好まなかったことから，被交付者に対してのみ売り渡す意向を有していたことや，交付者は白紙委任状を交付者から被交付者に対する土地売渡に必要なものと考えて作成交付した」などの認定事実は内心にかかわる事実にとどまるし，これと両立しがたい事実もあり，他に特段の事情の存否につき審理することなく土地売買の処分権限を授与したものでないとするのは首肯するに足りる理由を欠くなどと判示している。

もとより，遺言と土地取引は異なるが，本件判決は，遺言者の内心にかかわる事実を認定した上，これを基本として，「まかせる」遺言を包括遺贈と解したようにも読めるが，上記最判の趣旨に照らせば，事実認定の手法としていささか違和感を覚える点がある。上記最判の趣旨からすれば，「まかせる」というのは，遺産の管理・処分を委ねる，すなわち，遺産を分割した上，その執行を委ねる趣旨と解することもできるのではないか（もとより，民法908条の第三者には相続人は含まれないとすれば，実際は，遺産分割手続を主宰することを依頼するにとどまり，あるいは法的には無効と解されるかもしれないが。）。「信頼していた」などの内心の状態を推測した上，遺言の名宛人に，直接，遺産そのものを贈与する意思であったと認定する手法は，取引分野における上記最判の判旨からすれば，やや違和感を覚えるところがある。

⑵　遺言の解釈においては，遺言者の真意を探求すべきとされる。そして，通説的立場では，遺言は取引行為ではなく，相手方の信頼や取引の安全に対する配慮を要しないから，遺言書に使用された文字に拘泥することなく，専ら遺言者の主観的な意思を問題とすべしとされるようである（例えば，新版注釈民法㉘加藤永一「遺言の解釈」50頁）。しかし，仮にそうだとしても，そのことから，直ちに，遺言者の主観的な意図を裁判官が自由に推認して，これによって法的な効果を発生させることが相当であるとは思われない。遺言がない場合には法定相続分が規定されているのであり，遺言の解釈により相続人やその債

権者に及ぼす影響は大きい。事実の認定は裁判官の自由心証によるが（民訴法247条），あくまで，経験則による推認の制限内に止まるべきであるところ，遺言解釈において，その基準は何かが必ずしも明確ではない。

## 3　判例による遺言解釈についての一般的準則[2)]

⑴「意思表示の内容は，当事者の真意を合理的に探究し，できる限り適法有効なものとして解釈すべき」最判昭和30.5.10（民集9.6.657）。最判平成5.1.19（民集47.1.1）も同旨

⑵「遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく，遺言者の真意を探求すべし」最判昭和58.3.18（判時1075.115）

⑶「遺言書が多数の条項からなる場合にそのうちの特定の条項を解釈する場合にあたっても単に遺言書の中から当該条項のみを他から切り離して抽出しその文言を形式的に解釈するだけでは十分ではなく，遺言書の全記載との関連，遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探求し当該条項の趣旨を確定すべし」
上記昭和58年最判

⑷　遺言の記載自体から遺言者の意思を合理的に解釈し得る場合には，「遺言書に現れていない…事情をもって，遺言の意思解釈の根拠とすることは許されない」最判平成13.3.13（判時1745.88）。

上記準則については，学説においても基本的には異論がないように思われる。もっとも，遺言書の記載内容を離れて，自由に解釈することが許されないことでは異論がないとされる（前掲注釈民法51頁）ところ[3)]，遺言の要式性を

2）馬場圭太「遺言の解釈」新家族法実務大系４　160頁による。

3）「遺言者の最終意思の尊重といっても，おのずから限度があること，すなわち，遺言書の記載内容を離れた自由な解釈や，遺言書の記載から帰結されない遺言者の意思を遺言解釈の基礎に据えてはいけないということが合意されている。」とされる。潮見佳男「相続法」第５版　弘文堂　220頁。

重視する見地から，遺言解釈についても「遺言の表示そのものを重視し，解釈結果と遺言の表示とのつながりを明確にするような枠組みを構築することが，正統性確保という観点から重要となってくる」との指摘もある[4)]。また，遺言者の真意を探求する過程で裁判官の価値観が入り込む可能性を否定できないが，「できるだけ裁判官の主観は排除されるべきである」ともされる[5)]。

なお，遺言の解釈基準として，通説とは異なり，まず実定法規，なにより民法の準則が尊重されるべきであり，次には有効な遺言書が尊重されるべきであるとの規範主義的立場を採る学説もある[6)]。

## 4　「財産をまかせる」との遺言解釈が問題となった裁判例（東京高判昭和61.6.18（判タ621・141））について（以下「昭和61年判決」という。）

なお，他に東京高決平成9.8.6（家裁月報50巻１号161頁）があるが，これは，「遺産相続については，一切妻にまかせる」との遺言に基づく遺言執行者選任申立て事案であり，一審が，当該遺言は包括的白紙的であるなど無効であるとして申立てを却下したのに対し，同遺言は「遺産一切を妻の自由処分にまかせるもので，包括的に遺贈する趣旨と解することもできないではなく」と述べて，原審判を取り消して差し戻したものであり，遺言の趣旨を確定的に解釈したものではない。

**（事案の概要）**

遺言者Ａには相続人として娘Ｙが一人いるだけである。Ａは，生前，Ｂ女と交際し，結婚を申し込むなどしたが，入院に当たり，「丙野家の財産は全部Ｂに

4）浦野由紀子「遺言の解釈」（「遺言と遺留分」第１巻　遺言　第２版　日本評論社）318頁
5）高木多喜男「遺言の解釈」（「講座現代家族法」第６巻　遺言　日本評論社）109頁
6）伊藤昌司「相続法」有斐閣85頁　潮見前掲もこれに近いと思われる。

まかせます」旨の遺言書を作成した。遺言執行者は，これによってＡがＢに土地を遺贈したと主張して，Ｙに対し，相続を原因とする所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した。一審は，同請求を認容した。

**（高裁判決の要旨）**

「まかせる」という言葉は，「事の処置などを他のものにゆだねて自由にさせる。相手の思うままにさせる。」ことを意味するにすぎず，与えるという意味を全く含んでいないところ，全証拠によっても，ＡがＢに全財産を遺贈すると認めるに足りない。ＡはＢに結婚を申し込んだが，実現せず，同棲，婚姻届出もしていない。Ｂが時折Ａのもとを訪れて身辺の世話をするという関係に止まり，Ａが全財産を遺贈してでも感謝の気持ちを表すのが当然といえる関係にはなかった。Ａは以前，妻に対して全財産を与える旨の自筆証書遺言をしたことがあり，遺言書及び遺贈につき十分な知識を有していた。本遺言書は粗末なメモ書きといった体裁のものである。娘Ｙとは必ずしもしっくりいっていなかったが，その孫とはわだかまりのない交流があり，実の娘に何ら財産を遺さない遺言をする状況になかった。このような事実関係によれば，本件遺言によりＡがＢに全財産を遺贈する意思を表示したものとは認められない。

⑴　昭和61年判決に対する評価

ア　高木前掲105頁は，「裁判所の「まかせる」という表現の解釈は，所有者が生前中である場合には，その通りである。しかし，死亡後において「まかせる」といえば，他の者に所有権を取得させた上で「まかせる」場合は別として，そうでない場合には所有権を取得させるという意味に解しなければ「まかせた」ことにならない。」という。そして，当該遺言を有効とすべきであり，法定相続人の救済は遺留分制度によって図られるべきであるとする。また，本判決には法定相続を遺言より優位に置く裁判所の価値

観が混入したとする。

イ　伊藤昌司「遺言の解釈」判タ649・117は，当該遺言は「真の財産処分意思を示すものとしてではなく，Ｂの歓心を買うために書かれたのではないかを疑う余地はある」「遺言処分は贈与とは違って何時でも撤回できるために，必ずしも真意ではない大胆な文面が残される可能性があるから，裁判所が遺言時の当事者間の関係や状況・動機・内容に照らして処分の効力につき判断することがあるのは当然である」とする。そして，本判決は「「まかせます」という曖昧な遺言文言が「与える」という意味であることを原告側で証明できなかったので，遺贈の成立を否定した」のであり，「極めて冷静かつ賢明な判断である」とする。なお，伊藤は，「遺言にとっての法律は，法律行為自由の原則を前提とする補充的準則ではなく，意思解釈の最高の基準」であり，遺言解釈は，「死者の意思を最大限実現させるために行うべき作業ではなく，法律の定めた枠に合致する意思にのみ法的効果を認め，そうでない意思が生者の世界を乱すことのないように選別する作業である」とする。

⑵　検　討

上記のとおり，昭和61年判決に対しては，相反する評価がされている。高木は，遺言者の遺言文言をできる限り法的に意味あるものと解すべきであるとの立場と解される。これは上記一般的準則⑴にも合致する立場といえる。この立場によって，「まかせる」との文言を解釈すれば，すなわち，「まかせる」文言を法的効果を有するものと解すべきことを前提として解釈すれば，確かに，高木説には一定の説得力があるといえる。しかし，そのような前提に立って，同文言のみでそのように解することが正しいのか，他の証拠関係との総合検討が必要ではないかとの疑問もある。一方，伊藤説は，遺言の文言には変動的要素があり，遺言作成時に限って，できるだけ有効と解釈することは妥当でないとの観点があり，むしろ，明確でない文言を無理に有効とするより，民法規定を

重視すべきであるとの立場に立って，本事例では，原告側で遺言が遺贈の趣旨であることを立証できなかったので本判決は正当であるとするものであろう。同説も現実の事象に合致している面があり，相当の説得力があると考える。

すなわち，考え方としては，双方ともにあり得るであろう。確かに，上記判例準則⑴はできるだけ有効に解釈すべきと言っているが，これについて，昭和30年最判は，「意思表示の内容は当事者の真意を合理的に探究し，できる限り適法有効なものとして解釈すべきを本旨とし，遺言についてもこれと異なる解釈をとるべき理由は認められない」といっており，有効解釈原則は，意思表示一般の解釈指針であるとしているのであって，必ずしも遺言解釈に特有のものとしているわけではない。この解釈指針から，法的効果を発生させるには不明確である意思表示を他の証拠との総合検討過程を経ずに，できるだけ有効な意思表示と解すべきことまで導くことは相当ではないであろう。したがって，同指針の存在からただちに，本件判決の当否が決まるものでもないと考える。

遺言内容が，それ自体として法的効果をただちに発生させるには不明確である場合，その解釈が問題となるが，まず，遺言の記載自体からその意味が解釈できる場合には，当然，他の証拠を参照して，これを覆すのは適当でないであろう。遺言が法的効力を発生させる直接証拠であることから当然であり，これは上記準則⑷にも沿うといえる。そして，「まかせる」との遺言文言がその記載自体から遺贈の趣旨であると解することができないことは概ね賛成されるであろう。そして，遺言の記載自体の合理的解釈によって一定の法的効果を発生させることができない場合には，他の証拠を検討する必要が生ずる。この場合も，通常の民事事件における事実認定と同様に考えれば，客観的で動かしがたい事実関係を中心として遺言に至った経緯や事情を探求し，これを遺言文言と総合考慮し，本件（昭和61年判決）でいえば，遺贈の意思で遺言したのか，Bの歓心を買うなどの目的で法的には意味のない遺言をしたのかを探求すべきであるが，主張・立証責任の観点では，一定の法的効果が発生すると主張する側

がその責任を負うというべきである。ただ，遺言の場合は，その動機が合理性のない一時的な感情に基づく場合もあることが前提とされているようであり（高木前掲98頁），そのような主観に基づく真意を認定するとすれば（この点は，後で考察する），どうしても，裁判官の評価が入らざるを得ない。しかし，遺言以外の分野でも（例えば不動産賃貸借契約の明渡の正当事由や過失評価，あるいは占有や完成などの法的要件などにおいても），裁判官による評価の要素は避けられないのであり，遺言においては，その認定に全く異なった理論あるいは手法が用いられるべきであるとは考えにくい（そのようにいう説もあるが[7]，その具体的な説明はされていない。）

ここで，本事例についての高裁判決の認定手法をみるに，同判決は，遺言書の「まかせる」との文言自体からは，遺贈との法的効果を発生させるような意思表示であるとみることはできないとし，そのことから，他の全証拠を検討して，遺贈と解することが可能かを検討したものである。そして，その認定した事実関係は，客観的な事実経緯であり，そこから，「Ｂに全財産を遺贈しても感謝の気持ちを表すのが当然といえる関係になかった」「実の娘に何ら財産を遺さない遺言をする状況になかった」などの判断を導いており，正統な手法であると思われる。ここで，注意すべきと思われるのは，上記は評価ではあるが，客観的な事実関係から導かれる経験則上の評価にとどまっており，遺言者の内心に踏み込んだ主観的意思の推測ではない点である。なお，Ａが以前，妻に全財産を与える旨の自筆証書遺言をしたことがあり，ＡがＢに全遺産を贈与する意思があれば，今回も同様の遺言をすることができたはずであるとの事情は，遺言者の意思を推測するための重要な点であるが，これも同様に事実関係から通常推測される事情といえる。結局，本件高裁判決は，主張・立証責任を前提として，全証拠を検討した上，これから認定できる客観的な事実関係から合理的に推測できる事情に照らしても，本件遺言が遺贈の趣旨であると認めるには

7）高木前掲98頁

足りないとしたものであり，通常の事実認定ないし判断のオーソドックスな手法を採用していると評価できる。もとより，このことから，同判決の結論の当否がただちに導かれるわけではない。

## 5　民事事実認定における一般的手法

通常の民事事件において，事実認定が争われる場合，以下のような手順が採られることが多いと思われる。

まず，当事者の主張を請求原因事実，抗弁事実など要件事実的に分析し，それぞれの要件事実についての認否や主張から，当事者間に争いのある要件事実を抽出した上，証拠，特に書証など客観的な証拠を検討し，当事者が争ってはいるが，実質的には認定することが容易な点を除いて，真に証拠から認定すべき争点を確定する（争点の確定)。その際，証拠（直接証拠，間接証拠）と事実（主要事実，間接事実，補助事実）を分析し，直接証拠から主要事実が認定できる場合は良いが，そうでない場合は，間接証拠から間接事実を認定し，これから主要事実が経験則上推認できるかを検討することになる[8)]。ここで，事実として想定されているのは，評価的な面を含むとしても，いずれも客観的に評価されるべき事実である（例えば，取得時効の要件である所有の意思をとっても，占有者の内心の意思によってではなく，外形的客観的に決せられるべきものであり，その判定基準は，占有取得の原因（権原）の客観的性質によるとされる。最判昭和45.6.18集民99.375等)。当事者の内心の意思など主観的要素を事実に含ませれば，できるだけシンプルで客観的な事実に分解したうえ，客観性を担保した手法によって争点を認定・確定するという事実認定の構造が崩れることになると思われるからである。したがって，当事者の当時置かれてい

8）土屋文昭他「ステップアップ民事事実認定」有斐閣39頁～48頁
　上記「事例で考える民事事実認定」５頁～19頁参照

た状況からその心情を推測し，また，このような場合には，このような法的行為をする気持ちを持っていたはずだなどの心理的事実を認定したうえ，これから主要事実をただちに推認することは原則として許されないであろう(ただし，推認の合理性を支える補助的な作用を営むことまで否定すべきかどうかはに若干の疑問がある。)。

## 6 「まかせる」遺言文言の解釈についての考察

同遺言文言は，遺言解釈が問題とされる多くの場合である，特定の人に遺産をあげようと思っているが，その文言が不明確であり，どういう方法で，具体的に何を取得させようと思ったのか明らかでないという事例とは異なり，まず，名宛人に遺産を取得させようという趣旨かどうかが不明確な場合である。

### ⑴ 何が確定されるべきか

遺言文言が不明確な場合，遺言者の真意がどうであったかが認定・確定されるべきであると通常解されている。もちろん，遺言者の法的効力に関する意思は主要事実といえるが，ここでいう真意が遺言者の遺言当時の立場における純粋な主観であるとすれば，直接認定することはできず，裁判官がこれを証拠関係から推測することはできるとしても，裁判官の評価が加わる面が大きく，その認定を的確に検証することもできない。客観的に存在するのは遺言文言であり，問題は，これが一定の法的効果を生ずる意思表示といえるかどうかであるから，遺言文言がそのような法的効果を付与されたものかどうかが争点であり，認定されるべき対象であるとして捉えるのが妥当ではないかと考える。もちろん，遺言者の法的効力に関する意思表示は，それ自体主要事実であるが，遺言に関しては，「身分行為的性格」を有しているとも言われるのであり[9]，「真

9）高木前掲98頁

意」の認定自体と法的意思表示にはダイレクトに結びつかない要素があるようにも思われる。

### ⑵　上記争点の認定手法

上記争点を認定するためには，他の条項や文言を含んだ遺言文言の記載・表現を基礎として，他の証拠関係と総合考慮して経験則により推認することになる。もちろん，遺言者の当時の意図，意向は最重要な点であるが，問題は，上記のとおり，主観的な意図自体は，これを推測することはできても，客観的に検証する手段がないことである。そうすると，やはり，通常の民事事実認定の手法に従い，間接証拠から間接事実を認定し（紛争事例においては，遺言者の生前供述のような直接証拠はない場合が多いであろう。），これから合理的に推測できる遺言者の当時の法的効力を根拠づける内心ないし意思（これは，客観的な評価に基づく必要がある。）と遺言文言を総合考慮することになる。ただし，訴訟的には，一定の法的効果を主張する者（原告）がその主張立証責任を負うのであり，その主張を認めるに足りる証拠が提出されているかどうかが問題となろう。この場合，遺言者の主観的な内心（例えば，遺言者が名宛人を頼っていたなど）を認定し，そこから直ちに，遺言者の意思表示を推認するのは妥当ではないであろう。すなわち，そのような内心自体，客観的に認定するのは困難な面があり，ここからただちに主要事実である遺言者の法的効力を有する意思表示を推認することも飛躍があろう。遺言者の当時置かれていた状況からすれば，名宛人を財産管理面あるいは身上の世話の面でも頼りにしていたと考えてもおかしくなく，このことは，遺贈の意思表示をしたことと矛盾しないとはいえても，そのことだけで，ただちに遺贈を認定するには足りないと考える。他の間接事実，記載文言との総合考慮が必要とされるであろう。なお，要式に沿った遺言の場合，まず有効であることを前提として解釈するのは，本件のような，法的効果が生ずるような遺言文言かどうかが問題とされる場合に

は適当とは思われない。そのような場合にまで遺言者の私的自治を尊重するという目的で有効であることを前提とするのは，かえって法的安定を欠くことにならないかとの疑問がある。

### ⑶　参照すべき証拠

遺言書作成前後の全証拠が参照されるべきであることには異論がないと思われる。仮に，後の遺言で取り消され，また，抵触する遺言によって無効となった従前の遺言でも，そのような遺言を遺言者が作成した事実は残っているのであり，これを当該遺言の解釈について考慮すべきであるのは当然であろう。なお，遺言者が遺贈する遺言をした後に，それに代わる意思を以て，遺言者が受遺者に生前に贈与した場合は，遺贈の満足による消滅が問題となり，その場合の遺言者の意思を認定するためには，遺言の文言から自由にすべての証拠から認定できるとの見解もある[10)]。

## 7　本件高裁判決事案についての具体的検討

### ⑴　認定手法

判決文からは，裁判所は，遺言者Ａ夫婦の世話を専らしていたのが長女Ｘであったとの事実を認定し，そこから，「ＡがＡ夫婦の世話やＡ死亡後の妻の世話を頼めるのはＸしかおらず，ＡはＸを信頼し，頼りにしていた。」ことを認定（推認）し，このことを重視して本件遺言が包括遺贈であるとの結論を導いているようにも読める。仮にそうであるとすれば，上記のとおり，意思表示者の内心を推測し，それから主要事実を導いていると受けとられる恐れがあるといえ

10）来栖三郎「遺言の解釈」（「遺言と遺留分」第１巻遺言第２版　日本評論社337頁）これは，英米法の研究からの帰結と思われる。なお，遺言書作成後に生じた事情を遺言解釈において考慮することについては，浦野由紀子「遺言の補充的解釈⑴⑵」民商法雑誌115.1.31　115.2.51がドイツ法の研究に基づいて考察している。

る。確かに，本件事案では，ＡがＸを財産管理及び身上の世話の両面で頼っていたことは認定できると思われるが，そのような状況は，Ｘの主張する包括遺贈の意思表示を認定することと（経験則上）矛盾しない事実ないし事情であるとはいえるが，遺言文言があいまいな本件においては，他の証拠関係との総合検討なしで，これのみで包括遺贈を根拠づけるに足りるのかには疑問がある（もちろん要式に沿った遺言書の場合には，有効な財産処分の意思表示がされていることを前提として解釈すべきとの説に立てば，これで足りるのかもしれないが。）。

### ⑵　本件遺言書の文言

本件遺言文言は「私が亡くなったら財産については私の世話をしてくれた長女のＸに全てまかせますよろしくお願いします」というものである。「よろしくお願いします」との文言は，通常，何らかの事務を委任する場合に用いられると思われ，特に，「まかせます」に続けて「お願いします」と述べており，文言上からも，これを財産すべてを遺贈する相手に用いるのは違和感を覚えるところである。これについて本件高裁判決は特に触れるところはない。

### ⑶　従前の遺言書の文言との差異

この点は，一審判決がいうように，Ａは従前の遺言には「相続させる」との文言を用いているのであり，本件遺言において，同文言を用いることができなかった理由が明らかでない。これについて，本件高裁判決は，従前の遺言書が弁護士等の関与の下に作成されたことと，Ａが当時93歳であって体調も良くなかったことを挙げて，「相続させる」文言を使用しなかったことを説明するが，そのようにいうのであれば，当時のＡの具体的な知的，精神的状況を証拠を挙げて認定した方が良かったと思われる（年齢のみ，あるいは体調のみで，従前から認識していた文言を使用できなくなるわけではない。弁護士等の関与もそ

れのみでは説得力に欠ける。)。

### ⑷　本件遺言後の事情

本件では，Ａは，本件遺言書作成後約８か月経過してから，ＸがＡの預金口座から引き出した700万円をＸに贈与したことが認定されている。本件高裁判決は同事実をＡがＸを信頼し，頼りにしていたとの認定を支える事情として捉えている。一審判決はこれについて「Ａはこれを日頃のお礼と今後への期待も込めてＸに贈与した」と認定している。ただ，同事実を巡る経緯（どういう事情でＸが引き出したのか，ＡとＸとの間でどのようなやりとりがされたのかなど）は認定されていない。しかし，同事実は，遺産に占めるその金額の多さ（訴えの請求額は1,100万円余であり，ＸがＡ死亡時に引き出した金額は732万円余である。）や他の相続人に対する遺留分額に与える影響からみて，無視しえない事実関係ではないかと思われる（本件では，Ａの財産状況の遷移や預貯金の引き出し状況について具体的な認定がされていないが，事案の判断のためには，財産関係の認定をされた方が望ましかったといえる。)。上記の来栖説や補充的解釈の議論をも参照すれば，これが遺贈の効果を消滅させる行為とまでは認められないとしても，本件遺言の解釈に当たって意味がないとはいえないのではないか（例えば，Ａとしては，この贈与によってＸに対する謝礼を尽くしたと考えても不思議ではない)。いずれにしても，生前贈与当時のＡの意思を推認できる訴訟資料があれば参考となったであろう。

## 8　まとめ

本稿は，もとより，取り上げた判決事案について，その当否を問題とするものではない。その当否に関しては意見が分かれると思われる（前掲千藤の判例評釈は本件高裁判決の結論に賛成する。)。ここでは，検討材料として取り上げ

た各判決に即して，その認定手法を具体的に検討する中で，一般的な民事事実認定の手法に沿って，遺言の解釈として一般に言われている真意の探求手法を探ろうと試みたものである。すなわち，遺言の特殊性はあるとしても，これを余りに強調して，要式に沿った遺言書が作成された場合には，当然に法的に有効であることを前提として，これに沿った解釈をすべきであり，遺言者の主観的な意思を制約なく探求すべきであるとするのは，他の民事事件の認定手法からすれば違和感があることは否めない。現実には様々な事情に即して遺言書が作成されるのであろうし，遺言者の意思も迷いや変動的な部分があり得ると考えられる。特に，民法規定からすれば結果的に無効な内容であると考えられるとしても，遺言者からすれば，意味があると考えて方式に則った遺言（自筆証書遺言）をすることもあろう。そのような事案であることが遺言文言上疑われる場合には，有効解釈の前提をとった上で，文言から外れて解釈することは相当でないと思われる。また，認定手法としても，遺言文言を基礎として，客観的な間接証拠から認定される間接事実，あるいは補助的事実に基づいて経験則上合理的に推認できる限度で遺言者の当時の状況（包括遺贈をもって謝意を表すのが適当な状況であったのか等）を評価して，遺言文言が一定の（原告が主張するような）法的効果を生ずるような意思表示が示されたものかどうかを判断すべきであろう。なお，評価的な要素（遺言文言と法的意思表示との整合性や従前の遺言との文言の不整合など）は，原・被告双方がそれぞれの主張を根拠づける事実関係や事情を主張立証すべきであろう。また，遺言書作成後の贈与などの事情について，これを遺言書の法的効力を否定する方向の事実として主張するのであれば，これを主張する側に主張立証責任があることになるのであろう。

いずれにしても，本稿は，専ら実務的な観点からの試論に留まるものである。今後，さらに具体的な事案に即して考察を深めたい。